



生活保護法第 30 条に規定する日常生活支援住居施設		3/4				
社会福祉法第 2 条第 3 項第 11 号に規定する事業を行う人権・共生のまちづくり施設の整備	3/4 〔中核市を除く〕	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 4 項に規定する同行援護を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 5 項に規定する行動援護を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設の整備		3/4	3/4		3/4	
障害者総合支援法第 5 条第 15 項に規定する就労定着支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する自立生活援助を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する相談支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設のうち補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設及び盲導犬等訓練施設の整備		3/4				
障害者総合支援法第 5 条第 28 項に基づく福祉ホームの整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設の整備		別に定める額				

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設及び児童発達支援センターの整備		3/4	3/4	3/4		
児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設のうち助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターの整備		別に定める額	別に定める額	別に定める額		
児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設のうち児童館及び児童センターの整備で年長児童用整備を伴うもの ただし、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について(令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭長官通知)に基づき、国へ交付金の申請書を提出し、国から交付決定があった場合に限る	1/3 中核市を除く	1/3	1/3	1/3		
児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室の整備 ただし、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 453 号こども家庭長官通知)に基づき、国へ交付金の申請書を提出し、国から交付決定があった場合に限る	1/3 社会福祉法人等の行う整備に対する補助を行う場合 2/9					
児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項の規定に基づく病児保育事業を実施するための施設の整備 ただし、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 453 号こども家庭長官通知)に基づき、国へ交付金の申請書を提出し、国から交付決定があった場合に限る	1/3 社会福祉法人等の行う整備に対する補助を行う場合 3/10					



- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは速やかに知事に報告して、その承認又は指示を受けること。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る契約を締結したときは、そのつどその旨を当該契約締結の日から 10 日以内に知事に報告すること。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、国の定める様式に準じて速やかに知事に報告すること。  
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一社及び一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。  
また、知事への報告の結果、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業を行う者が市町村である場合にあっては、別に定める様式により当該補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、補助事業者が市町村以外である場合にあっては、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、それぞれ補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加の価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号（ただし、児童福祉法に基づく施設については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和 5 年こども家庭庁告示第 9 号））に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬこと。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 市町村以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は財団法人 JKA、若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年五月八日法律第五十七号）第 6 条に基づき指定された土砂災害警戒区域内において、入所施設で定員が 30 人以上の社会福祉施設（以下「大規模入所施設」という。）の施設整備を実施する場合には、別に定める土砂災害警戒区域内における大規模入所施設（社会福祉施設）の整備に対する補助金交付の基準によるものとすること。

#### （申請書、関係書類及び提出期限）

第 5 規則第 3 条に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等整備事業補助金交付申請書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 事業計画書
- (4) 補助事業に係る歳入歳出予算書又は歳入歳出予算見込書の抄本

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

#### （変更承認の申請等）

第 6 第 4 の規定による報告又は承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 社会福祉施設等整備事業計画変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 社会福祉施設等整備事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 社会福祉施設等整備事業完了期限延長承認申請書
- (4) 補助事業に係る契約を締結したとき 社会福祉施設等整備事業契約締結報告書

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、社会福祉施設等整備事業補助金交付申請取下書を知事に提出して行うものとする。

(工事着工報告)

第8 社会福祉施設等整備事業を行う補助事業者は、工事に着工したときは、着工の日から5日以内に社会福祉施設等整備事業着工報告書により、知事に報告するものとする。

(状況報告)

第9 補助事業者は、12月末日現在の補助事業の遂行状況を、翌月の10日までに社会福祉施設等整備事業進ちょく状況報告書により知事に報告するものとする。

(実績報告書、関係書類及び提出期限)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等整備事業実績報告書
- (2) 精算額内訳書
- (3) 事業実績報告書
- (4) 補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受理した日とする。）から起算して1月を経過した日又は交付決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、社会福祉施設等整備事業年度終了実績報告書によるものとし、交付決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第11 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、社会福祉施設等整備事業補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(補助金の精算払)

第12 補助事業者が事業完了後補助金の精算払を受けようとするときは、社会福祉施設等整備事業補助金精算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(事前着手)

第13 補助事業は、原則として交付決定後に着手するものとするが、やむを得ない事由により、交付決定前に着手する必要がある場合には、社会福祉施設等整備事業指令前着手届を事業着手前に知事に提出するものとする。

(返還期限延長申請等)

第14 規則第16条第3項の規定による返還期限の延長申請は、社会福祉施設等整備事業補助金返還期限延長申請書を、返還請求の取消しの申請は、社会福祉施設等整備事業補助金返還請求取消申請書をそれぞれ知事に提出して行うものとする。

(加算金及び延滞金の免除申請)

第15 規則第17条第7項の規定による加算金又は延滞金の免除申請は、社会福祉施設等整備事業補助金返還加算金（延滞金）免除申請書を知事に提出して行うものとする。

(財産処分等)

第16 規則第19条第1項第2号に規定する知事等が指定する機械及び重要な器具並びに同項第3号に規定する知事等が指示する財産は、取得価格又は効用の増加の価格が単価30万円以上のものとする。

2 規則第19条第1項に規定する財産処分の承認申請は、社会福祉施設等整備事業財産処分申請書によるものとする。

なお、具体的な承認の手続き及び基準については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処

分について」(平成20年4月17日付会発第0417001号厚生労働省大臣官房会計課長通知(ただし、児童福祉法に基づく施設については「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」(令和5年6月15日付こ成事第331号・こ支虐第69号こども家庭庁成育局長・支援局長通知)))に準じるものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定めるところによるものとする。

(申請書等の様式)

第17 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の経由及び提出部数)

第18 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄保健福祉事務所(ただし、第2の表に掲げる生活保護法第38条に規定する保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設に関する書類について、上田市、東御市及び小県郡にあっては佐久保健福祉事務所)又は所轄地域振興局(第2の表に掲げる社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業を行う人権・共生のまちづくり施設に関する書類に限る。)の長を経由するものとする。

2 前項の書類の提出部数は、正副2部とする。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則(平成18年(2006年)7月18日付け18コ福第267号社会部長通知)

(適用期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則(平成19年(2007年)3月16日付け18地福第219号社会部長通知)

(適用期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則(平成19年(2007年)9月25日付け19福政第76号社会部長通知)

(適用期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則(平成20年(2008年)6月18日付け20福政第45号社会部長通知)

(適用期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則(平成21年(2009年)6月22日付け21福政第46号社会部長通知)

(適用期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則(平成22年(2010年)6月17日付け22健福政第181号健康福祉部長通知)

(適用期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則(平成23年(2011年)9月2日付け23健福政第337号健康福祉部長通知)

(適用期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則(平成25年(2013年)1月31日付け24健福政第540号健康福祉部長通知)

(適用期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則(平成 25 年(2013 年)11 月 27 日付け 25 健福政第 412 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 第 10 号の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 26 年(2014 年)11 月 14 日付け 26 健福政第 406 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 27 年(2015 年)11 月 30 日付け 27 健福政第 413 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 29 年(2017 年)3 月 1 日付け 28 健福政第 371 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 30 年(2018 年)2 月 28 日付け 29 健福政第 299 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 31 年(2019 年)3 月 7 日付け 30 健福政第 255 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 2 年(2020 年)3 月 11 日付け元健福政第 291 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 3 年(2021 年)3 月 15 日付け 2 健福政第 220 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 3 年(2021 年)11 月 17 日付け 3 健福政第 190 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 5 年(2023 年)2 月 14 日付け 4 健福政第 257 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 6 年(2024 年)1 月 25 日付け 5 健福政第 244 号健康福祉部長通知)  
(適用期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(別表第 1)(第 3 関係)

種類	基準額
本体工事費	1 定員 1 人を単位とするものは付表 1 に掲げる基準単価に当該施設の定員を乗じて得た額、1 施設を単位とするものは付表 1 に掲げる基準単価として定める額(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)、1 世帯を単位とするものは付表 1 に掲げる基準単価に当該施設の定員(世帯)を乗じて得た額。ただし、(1)及び(2)に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)及び(2)に定める額とし、(3)及び(4)に掲げる場合にあっては、それぞれ(3)及び(4)に掲げる額を加算した額とする。



施設の種別	単位	補助率が4分の3以内である場合の単価 (下段は国が定める基準単価表のうち都市部の補助基準額)	補助率が6分の5以内である場合の単価 (下段は国が定める基準単価表のうち都市部の補助基準額)
救護施設 本体 初度設備相当加算 個室整備加算	定員1人 定員1人 定員1人	6,200,000 95,000 433,000	6,890,000 105,000 481,000
更生施設 本体 初度設備相当加算 個室整備加算	定員1人 定員1人 定員1人	6,200,000 95,000 433,000	
宿所提供的施設 初度設備相当加算	定員1人 定員1人	2,130,000 95,000	
授産施設 初度設備相当加算	定員1人 定員1人	2,670,000 95,000	
社会事業授産施設 初度設備相当加算	定員1人 定員1人	2,670,000 95,000	
日常生活支援住居施設 初度設備相当加算	定員1人 定員1人	2,130,000 95,000	
人権・共生のまちづくり施設 本体 初度設備相当加算 デイサービス事業のための訓練室等の整備加算 初度設備相当加算 デイサービス事業のうち給食部門の整備加算 初度設備相当加算	1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設	97,500,000 1,700,000 21,700,000 1,960,000 20,100,000 817,000	
療養介護 本体 利用定員 20人以下 21~40人 41人~60人 61人~80人 81人~100人 101人~120人 121人以上 就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算	1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設	103,900,000 109,100,000 208,800,000 219,200,000 347,900,000 365,200,000 489,600,000 514,100,000 630,000,000 661,500,000 770,300,000 808,800,000 910,700,000 956,200,000 44,100,000 46,200,000 145,100,000 152,300,000 12,000,000 12,600,000 13,900,000	

就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	1 施設	14,600,000 9,900,000 10,300,000	
居宅介護整備加算	1 施設	6,610,000 6,940,000	
避難スペース整備加算	1 施設	38,300,000 40,200,000	
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就効継続支援			(生活介護・自立訓練)
本体（日中活動部分）			
利用定員 20人以下	1 施設	57,100,000 60,000,000	63,500,000 66,600,000
21～40人	1 施設	115,100,000 120,800,000	127,900,000 134,200,000
41人～60人	1 施設	192,300,000 201,900,000	213,600,000 224,300,000
61人～80人	1 施設	270,000,000 283,500,000	300,000,000 315,000,000
81人～100人	1 施設	348,000,000 365,400,000	386,600,000 406,000,000
101人～120人	1 施設	424,900,000 446,100,000	472,100,000 495,700,000
121人以上	1 施設	502,900,000 528,000,000	558,800,000 586,700,000
施設入所支援整備加算 及び本体(宿泊型自立訓練)			(生活介護・自立訓練)
利用定員 20人以下	1 施設	46,000,000 48,300,000	51,100,000 53,600,000
21～40人	1 施設	92,900,000 97,500,000	103,200,000 108,300,000
41人～60人	1 施設	155,400,000 163,100,000	172,600,000 181,200,000
61人～80人	1 施設	218,900,000 229,800,000	243,200,000 255,300,000
81人～100人	1 施設	281,200,000 295,200,000	312,500,000 328,000,000
101人～120人	1 施設	344,700,000 361,800,000	383,000,000 402,000,000
121人以上	1 施設	407,200,000 427,500,000	452,500,000 475,000,000
就労・訓練事業等整備加算	1 施設	44,100,000 46,200,000	49,000,000 51,400,000
大規模生産設備等整備加算	1 施設	145,100,000 152,300,000	161,200,000 169,200,000
短期入所整備加算	1 施設	12,000,000 12,600,000	13,300,000 14,000,000
発達障害者支援センター整備加算	1 施設	13,900,000 14,600,000	15,500,000 16,200,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	1 施設	9,900,000 10,300,000	11,000,000 11,500,000
居宅介護整備加算	1 施設	6,610,000 6,940,000	7,350,000 7,710,000
避難スペース整備加算	1 施設	38,300,000 40,200,000	42,500,000 44,600,000

増築整備（既存施設の現在定員の増員）	1 施設	28,600,000 30,000,000	
短期入所(短期入所のみの整備の場合)	1 施設	14,500,000 15,200,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援 (各事業のみの整備の場合)	1 施設	9,900,000 10,300,000	
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合）	1 施設	6,610,000 6,940,000	
共同生活援助 本体			
利用定員　　4人～10人	1 施設	27,100,000 28,500,000	
短期入所整備加算	1 施設	12,000,000 12,600,000	
エレベーター等設置整備加算	1 施設	2,150,000 2,250,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	1 施設	9,900,000 10,300,000	
居宅介護整備加算	1 施設	6,610,000 6,940,000	
避難スペース整備加算	1 施設	38,300,000 40,200,000	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	1 施設	38,300,000 40,200,000	
補装具製作施設	1 施設	14,500,000 15,200,000	
聴覚障害者情報提供施設	1 施設	66,600,000 69,900,000	
盲導犬訓練施設	1 施設	179,900,000 188,800,000	
点字図書館	1 施設	49,400,000 51,800,000	
福祉型障害児入所施設			
医療型障害児入所施設			
本体			
利用定員　20人以下	1 施設	103,930,000 109,126,000	115,455,000 121,227,000
21～40人	1 施設	208,722,000 219,159,000	231,986,000 243,585,000
41人～60人	1 施設	347,979,000 365,377,000	386,642,000 405,975,000
61人～80人	1 施設	489,712,000 514,197,000	544,100,000 571,305,000
81人～100人	1 施設	630,153,000 661,660,000	700,157,000 735,165,000
101人～120人	1 施設	770,377,000 808,897,000	856,000,000 898,800,000
121人以上	1 施設	910,711,000 956,247,000	1,011,841,000 1,062,433,000
就労・訓練事業等整備加算	1 施設	44,049,000 46,252,000	49,003,000 51,453,000
大規模生産設備等整備加算	1 施設	145,072,000 152,325,000	161,227,000 169,288,000

短期入所整備加算	1 施設	11,955,000 12,552,000	13,355,000 14,022,000
発達障害者支援センター整備加算	1 施設	13,893,000 14,587,000	15,508,000 16,283,000
障害児相談支援整備加算	1 施設	9,930,000 10,426,000	10,985,000 11,535,000
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	1 施設	6,613,000 6,943,000	7,345,000 7,712,000
小規模グループケア整備加算	1 施設	21,324,000 22,390,000	23,693,000 24,878,000
避難スペース整備加算	1 施設	38,341,000 40,258,000	45,541,000 44,668,000
福祉型児童発達支援センター			
医療型児童発達支援センター			
児童発達支援事業所			
放課後等デイサービス事業所			
本体			
利用定員 20人以下	1 施設	57,189,000 60,048,000	
21～40人	1 施設	115,131,000 120,888,000	
41人～60人	1 施設	192,244,000 201,856,000	
61人～80人	1 施設	270,111,000 283,617,000	
81人～100人	1 施設	347,979,000 365,377,000	
101人～120人	1 施設	424,876,000 446,121,000	
121人以上	1 施設	502,959,000 528,106,000	
訓練事業等整備加算	1 施設	44,049,000 46,252,000	
大規模訓練設備等整備加算	1 施設	145,072,000 152,325,000	
短期入所整備加算	1 施設	11,955,000 12,552,000	
発達障害者支援センター整備加算	1 施設	13,893,000 14,587,000	
障害児相談支援整備加算	1 施設	9,930,000 10,426,000	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	1 施設	6,613,000 6,943,000	
避難スペース整備加算	1 施設	38,341,000 40,258,000	
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	1 施設	28,648,000 30,081,000	
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	1 施設	9,930,000 10,426,000	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	1 施設	6,613,000 6,943,000	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	1 施設	38,341,000 40,258,000	

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の1/2以内で知事が必要と認めた額であるこ



	初度設備を施設と一体的に整備する場合の加算（小型児童館を増築して児童センターとする場合を除く。）		3,717,000 〔改築にあっては 1,239,000〕
放課後児童クラブ室	創設及び改築	本体工事費	31,298,000 <p>「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第462号こども家庭庁成育局長通知）第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における場合にあっては 62,596,000</p> <p>ただし、一部改築に係る基準額は、別に定めるところにより知事が承認した額</p>
		賃借料加算	7,271,000
		特殊付帯工事費	18,833,000
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,661,000 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2,473,000 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額

	拡張	本体工事費	別に定めるところにより知事が承認した額。ただし、創設及び改築に係る基準額の2分の1を上限とする。
		賃借料加算	7,271,000
		特殊付帯工事費	18,833,000
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	42,509,000 ただし、一部改築に係る基準額は、別に定めるところにより知事が承認した額
		設計料加算 (本体工事費以外に別途必要となる設計料)	2,125,000
		環境改善加算 (子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用)	5,015,000
		地域の余裕スペース活用促進加算 (公営住宅、公民館等を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用)	4,388,000
		特殊付帯工事費	17,927,000
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,625,000 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,675,000 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額
	拡張	本体工事費	別に定めるところにより知事が承認した額。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。

	設計料加算 (本体工事費以外に別途必要となる設計料)	本体工事費の 5 %
	環境改善加算 (子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用)	5,015,000
	特殊付帯工事費	17,927,000

2 大規模な修繕等の場合の基準額

(単位:円)

対象施設	基準額	
児童厚生施設	別に定めるところにより知事が承認した額	
放課後児童 クラブ室	本体工事費	別に定めるところにより知事が承認した額
	特殊付帯工事費	18,833,000
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額
病児保育施設	本体工事費	別に定めるところにより知事が承認した額
	特殊付帯工事費	17,927,000
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額